

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 資料 14-1(共通)        | 令和 5 年 月 23 日 |
| 障害福祉サービス等に係る事業者説明会 |               |
| 千葉市障害福祉サービス課       |               |

## 社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について

### 1 概要

昨今、地震や台風、豪雨等の自然災害が激甚化しておりますが、今後、万が一、障害者支援施設等の障害福祉サービスを提供する事業所が災害により被災してしまった場合、厚生労働省が定める社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱により補助を行う制度があります。

今後、被災されるなどし、災害復旧に必要な工事を行う予定等が生じた際には、社会福祉施設等災害復旧費補助金の対象となる可能性がありますのでご承知おきください。

なお、厚生労働省の九州厚生局のホームページに概要等がまとめられておりますので、参考としてお知らせします。[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/kenko\\_fukushi/saigai.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/kenko_fukushi/saigai.html)

※千葉市は厚生労働省関東信越厚生局が所管となりますが、同内容の補助となります。

### 2 被災後の補助金申請手続きの流れについて

- 1 まずは、利用者・職員の方の安全の確保、事業所運営体制の確保のあたってください。
- 2 事業所内での状況が落ち着いた段階で千葉市に一度ご連絡ください。  
※状況の記録や国庫補助協議の際の資料として必要となりますので、安全面に配慮しながら、写真等を取っていただくなど、記録作業をお願いします。
- 3 国庫補助を活用する場合には、国庫協議手続きの中で国の査定手続きがございます。早急に復旧工事を行う必要がある場合には、国の査定結果を待たずに着工いただくことは可能ですが、被災状況を細かく写真に残しておいてください。
- 4 補助金申請手続きにあたり、千葉市及び国に対して書類のやりとりを行ってください。